

「御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動」  
沖縄県実行委員会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動」沖縄県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 実行委員会は、「御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動」を実施し、本県青少年の健全育成に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 「御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動」の企画運営及び実施
- (2) 市町村実行委員会及び関係機関・団体等との連絡調整
- (3) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事項

## 第2章 組 織

(組 織)

第4条 実行委員会は、別表に掲げる機関、団体の代表者をもって構成する。

(役 員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- 2 会長は、沖縄県社会教育関係団体等連絡会会長が兼ねる。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代行する。

(任 期)

第7条 役員の仕事は2年以内とし、再任をさまたげない。

(会 議)

- 第8条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長、副会長及び委員（以下「委員等」という。）の出席により開催する。
- 2 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
  - 3 会議は、次に掲げる事項について協議する。
    - (1) 「御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動」に関する事業の企画・運営等に関する事項
    - (2) その他必要な事項

(議 決)

- 第9条 会議の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の専決処分)

- 第10条 会長は、会議を招集することが困難と認めるときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告しなければならない。

(「御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動」企画委員会)

- 第11条 「御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動」の具体的な企画を審議するため、実行委員会に「御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動」企画委員会（以下、「企画委員会」という。）を置く。
- 2 企画委員会の委員は、会長が任命する。
  - 3 企画委員会は、必要に応じて会長が招集し、会務を総括する。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから代行を選出し、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 4 前各項に定めるもののほか、企画委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を県教育庁生涯学習振興課に置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(雑 則)

- 第13条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

- 附 則 この会則は、平成16年9月13日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成17年7月27日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成19年8月2日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成22年6月2日から施行する。
- 附 則 この会則は、令和6年4月1日から施行する。